

第四章 小委員会

一九九 小委員会は、委員会が審査又は調査のため、必要に応じ、委員長の発議又は委員の動議によりこれを設ける

小委員会は、委員会が、法律案、予算、決算及び請願の審査、調査事件の調査又は法律案、決議案（附帯決議案を含む。）及び審査方針の立案等のため、必要に応じ、委員長の発議又は委員の動議によりこれを設ける。

なお、議院運営委員会においては、議院の庶務関係の案件又は国立国会図書館の運営に関する案件について審査するため、毎会期の始めに委員長の発議により、庶務関係小委員会及び図書館運営小委員会を設けるのを例とする。

また、調査事件調査のため設けた小委員会に法律案の審査を付した例、法律案審査又は調査事件調査のため設けた小委員会に請願の審査を付した例等、小委員会に付した案件に関連がある他の案件を併せて同一の小委員会に付した例が少なくない。

(注) 1 予算委員会においては、第十六回国会以後予算の審査のため小委員会を設けた例がない。

2 決算委員会においては、第二十五回国会以後決算の審査のため小委員会を設けた例がない。

参照 九四号、一四九号、三二九号

二〇〇 小委員の数は、小委員会設置の議決で定める

小委員の数は、委員長が発議により小委員会設置の議決で定めるのを例とするが、小委員会の設置を決定した後、委員長の発議又は委員の動議により定めた例及び委員長に一任した例も少なくない。なお、小委員の数を決定した後、これを増減した例がある。

参照 一九九号、二〇二号

二〇一 小委員は、各会派に割り当てるのを例とする

小委員は、各会派に割り当てるのを例とするが、各会派に割り当てず委員の希望に基づいて選任した例もある。

小委員を各会派に割り当てるには、その所属委員数を参酌して割り当てるのを例とするが、各会派に一人ずつ割り当てた例も少なくない。

参照 二〇〇号、二〇二号

二〇二 小委員は、各会派から推薦された者について、委員長が委員会において指名するのを例とする

小委員の選任は、委員長の発議又は委員の動議により委員長の指名に一任し、委員長は、あらかじめ各会派から推薦された者について、委員会において指名するのを例とする。ただし、委員会において、各会派から推薦された者を小委員に選任した例も少なくない。

参照 二〇〇号、二〇一号

二〇三 小委員の辞任の許可及び補欠選任は、あらかじめ委員長に一任するのを例とする

小委員の辞任の許可及び補欠選任は、あらかじめ委員長に一任するのを例とする。

参照 二〇二号

二〇四 小委員会には小委員長を置く

小委員会には小委員長を置く。

小委員長は、委員会において選任した例が多いが、小委員会において選任した例も少なくない。なお、小委員長のほか、副小委員長を置いた例がある。

参照 二〇五号、二〇七号

二〇五 小委員長の選任に関する例

委員会において小委員長を選任する場合は、小委員選任の際、委員長の指名によるのを例とする。

小委員会において小委員長を選任するに当たっては、小委員中の年長者が小委員会を招集し、小委員長の職務を行う。この場合の選任の方法は、小委員長の職務を行う年長者の指名又は小委員の推薦の動議によるのを例とする。年長者に事故があるときは、出席小委員中の年長者が小委員長の職務を行う。

なお、副小委員長を置く場合は、小委員長と併せて選任するのを例とする。

参照 二〇四号

二〇六 小委員会において小委員長を選任したときは、選任の当日

文書をもつて委員長に報告する

小委員会において小委員長を選任したときは、小委員長の職務を行った年長者から、また、小委員会においてその補欠選任を行ったときは、小委員長の職務を行った者から、選任の当日その結果を文書

をもって委員長に報告する。

なお、副委員長についても右に準じて委員長に報告する。

参照 二〇五号、二〇八号

二〇七 小委員長代理に関する例

小委員長に事故があるときは、あらかじめ小委員長の委託を受けた小委員が小委員長の職務を行うのを例とするが、あらかじめ委託を受けた小委員がない場合に、小委員の協議により選定された小委員が小委員長の職務を行った例もある。

副小委員長を置いた場合において、小委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副小委員長が小委員長の職務を行う。

参照 二〇四号

二〇八 小委員長の辞任の許可及び補欠選任に関する例

小委員長が辞任するには、小委員長が選任されたところに従い、委員会又は小委員会の許可を得るのを例とする。

小委員長が委員又は小委員を辞任した場合には、当然にその地位を失う。

小委員長の補欠選任は、前任の小委員長が選任されたところに従い、委員会又は小委員会において行うのを例とするが、委員会において選任された小委員長の辞任を小委員会において許可した上、その補欠選任を行った例もある。

なお、委員会において小委員長を選任した場合に、小委員長の辞任の許可及び補欠選任をあらかじめ委員長に一任した例がある。

参照 二〇五号

(国第四九条)

二〇九 小委員会が議事を開き議決するには、小委員の半数以上の出席を要する

小委員会が議事を開き議決するには、委員会の例により、小委員実数の半数以上の出席を要する。なお、開会後退席者があつて一時定足数を欠く場合においても、質疑については小委員会を継続した例が少なくない。

参照 四七号、四八号

(国第五二条)

二一〇 小委員会を秘密会とした例

第一回国会水産委員会水産庁設置に関する小委員会(昭和二十二年七月三十日)において、水産庁設置に関する問題の調査に当たり、小委員会の議決によりこれを秘密会とした。以後同例がある。

参照 一七二号—一七四号、諸表一五

二二一 小委員会において、秘密会の記録を特に秘密を要するものと議決し、当該部分を提供する会議録に掲載しなかつた例

第一回国会水産委員会水産庁設置に関する小委員会(昭和二十二年七月三十日)において、水産庁設置に関する問題の調査に当たり、これを秘密会としたが、秘密会終了後、小委員長丹羽五郎君は、秘密会の記録を特に秘密を要するものとして会議録に掲載しないことを發議したところ、小委員会はこれを可決した。よつて、当該部分は提供する会議録に掲載しなかつた。以後同例がある。

参照 一七四号、三〇八号、諸表一五

二二二 小委員会に國務大臣等の出席を求めるには、小委員長から直接これを行うのを例とする

小委員会に國務大臣等の出席を求めるには、小委員長から直接これを行うのを例とする。

参照 二四七号—二四九号、二五一号

（規
第
四
二
三
條）

二二三 小委員会への政府参考人の出席要求をあらかじめ委員長に一任した例

第二百一回国会行政監視委員会（令和二年四月十三日）において、国と地方の行政の役割分担に関する小委員会から政府参考人の出席要求があった場合の取扱いについて、あらかじめ委員長に一任した。

その他同例がある。

参照 二五〇号

（規
第
一
八
六
條）

二二四 小委員会への参考人の出席要求に関する例

小委員会への参考人の出席要求については、委員会において小委員会設置の際、あらかじめ委員長に一任し、委員長は、小委員会の要請に基づきこれを行った例が多いが、その都度委員会において決定した例も少なくない。

参照 二七三号、二七七号

二一五 小委員会において、各省各庁に対し資料提出の要求があるときは、小委員長から直接これを求めるのを例とする

小委員会において、小委員から各省各庁に対し、資料提出の要求があり、別段異議もないときは、小委員長から直接これを求めるのを例とする。

参照 二八二号

二一六 小委員会の審査又は調査が終わったときは、小委員長から委員会に経過及び結果を報告する

小委員会の審査又は調査が終わったときは、小委員長が委員会において口頭でその経過及び結果を報告するのを例とする。

二二七 一の委員会に設けられた二個の小委員会が連合して会議を

開いた例

第一回国会鉱工業委員会においては、石炭小委員会及び鉱業小委員会を設けていたが、昭和二十二年八月二十七日の同委員会において、家庭暖房用燃料に関する陳情（第一一四号）を石炭小委員会及び鉱業小委員会の連合の会議において審査させることに決定した。よって両小委員会は、九月十七日連合して会議を開き、石炭小委員長（鉱工業委員長）稲垣平太郎君が議事を主宰して、右の陳情を審査した結果、採択すべきものと決定した。

第十三回国会法務委員会においては、新刑事訴訟法の運用に関する小委員会及び民事訴訟法改正に関する小委員会を設けていたが、両小委員会は昭和二十七年五月八日連合して会議を開き、両小委員長を兼ねていた伊藤修君が議事を主宰して、新刑事訴訟法の運用に関する小委員会にその審査を付されていた刑事訴訟法の一部を改正する法律案について、政府委員から趣旨説明を聴いた後、質疑を行った。

二一八 小委員会の名称を変更した例

第十五回国会法務委員会（昭和二十七年十一月八日）において、刑事訴訟法の運用に関する小委員会が設置されたが、同月二十六日の委員会において、委員伊藤修君から同小委員会の名称を刑事訴訟法の改正に関する小委員会と改めることの動議が提出され、委員会はこれを可決した。その他同例がある。

二一九 小委員会の消滅時期

小委員会は、小委員会に付された案件の審査又は調査を終わり、その結果を当該委員会に報告したときに消滅するが、会期中に審査又は調査を終わらなかった場合は、会期の終了と同時に消滅する。ただし、小委員会に付された案件が、委員会において閉会中もなお継続して審査又は調査を行う案件に関するものである場合には、次の国会の開会と同時に消滅する。また、委員会の決定により消滅した次のような例がある。

第二回国会司法委員会（昭和二十三年六月三日）において、裁判官の刑事事件不当処理等に関する

調査の一部として蜂須賀事件について調査するため、小委員会を設けることを決定したが、その後、同件を調査の対象とすることが諸般の事情から適当でないことが明らかとなったため、同月二十六日の委員会において、蜂須賀事件に関する小委員会を廃止することを決定した。

第十三回国会厚生委員会（昭和二十七年二月七日）において、委員藤森眞治君（結核予防に関する小委員長）は、社会保障制度に関する調査のため設けられた結核予防に関する小委員会及び看護に関する小委員会を解消し、新たに医療に関する小委員会を設けることの動議を提出したところ、委員会はこれを可決した。
以後同例がある。

○小委員会の消滅時期に関する議院運営委員会決定

第一回国会議院運営委員会（昭和二十二年十二月三日）

小委員会は会期の終了と同時に消滅するものとする。